

東三河広域連合介護保険事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険事業の事業推進等において、関係機関や被保険者の意見等を反映させるため、東三河広域連合介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの運営等に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営等に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、「医療や介護、高齢者福祉に関わる各分野の専門家」や「介護保険や高齢者福祉に関心のあ
る被保険者」から広域連合長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年を経過する日の属する年の3月31日までとする。ただし、
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を総括する。
- 3 委員長は、あらかじめ副委員長として委員を1人指名するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代
理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 計画策定に係る具体的な事項その他介護保険事業について検討、協議するため、必要に応じて
委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会は委員の中から委員長が指名する者をもって構成する。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長は委員会に諮り、会議を非公開とすることができる。

2 会議を公開するとき、会議の傍聴に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉事業部介護保険課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。